

議事要旨(2) 無形資産に係る会計基準の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、無形資産、特に開発費以外の論点に関する今後の進め方について審議を行いたい旨の説明が行われ、続いて中川研究員より、説明資料[審議事項(3)]に基づいて具体的な説明が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおりである。

ある委員より、無形資産の重要性が増してきていることは認識しており、定義を含め会計基準を設けた方が良いのではないかと考えているが、実務における問題があまり生じていない中で、基準開発を進めるべきではないという見解も理解できるので、ニーズを確認して進めることが望ましいとの見解が述べられた。その関係で、どういう方々を参考人として召集するかという質問があった。これに対して、事務局から、財務諸表作成者に関しては、企業結合基準における識別可能な無形資産とのれんの線引きが一つの重要な論点となっている関係で最近大きな M&A を行っている会社を、他社から研究開発の成果を受け入れる論点との関係では医薬品業界の関係者、借地権に関しては不動産業界や流通業界の関係者を、利用者に関しては、上記業界のアナリストなどを想定しており、監査人に関しては、会計士協会を通じて適切な人に依頼することを考えている旨の説明があった。

別の委員より、負ののれんが計上される場合に、監査上難しいケースが生じてきているようなので、今後の進め方に関しては、参考人を招致して実務の方々に話を聞くのが望ましいという意見が述べられた。

また、別の委員より、参考人招致をして意見を聞くことには賛成であるが、その質問対象として、個別論点だけでなく、包括的な会計基準の必要性についても意見を聞くという理解で良いかという質問があった。これに対して、事務局から、個別論点に加え、全般的にどのような問題が生じているのかという問題意識や包括的な無形資産の会計基準が必要かどうかも伺いたいと考えている旨の説明があった。

また、別の委員より、無形資産はいろいろな性質のものが含まれているので、できれば包括的な会計基準があることが望ましいが、いろいろと意見を聞いて、無理であれば個別の基準を作成することが望ましいと考えている旨の意見が述べられた。また、IASB に対する意見発信と同時に、わが国として基準開発を行っていくことにも賛成であり、参考人を招致することについても賛同する旨の意見が述べられた。さらにアカデミックリサーチに関しても、有用な情報を入手することが可能と考えられるので、実施するべきであるという意見が述べられた。

最後に、新井副委員長から、今回の議論を踏まえ、参考人を8月目途に招致する方向で進めていきたい旨の説明があった。

以上